**第三条**　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 別表<br>（略）<br>巡視艇<br>番号　船名<br>（略）<br>CL 48　しおかぜ<br>（略） | 別表<br>（略）<br>巡視艇<br>番号　船名<br>（略）<br>CL 48　しおかぜ<br>CL 49　あわかぜ<br>（略） |

**第四条**　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 別表<br>（略）<br>巡視艇<br>番号　船名<br>（略）<br>CL 16　いけかぜ<br>CL 17　なちかぜ<br>（略） | 別表<br>（略）<br>巡視艇<br>番号　船名<br>（略）<br>CL 16　いけかぜ<br>（略） |

**附　則**

この告示は、令和八年一月二十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条の規定　令和八年一月二十二日

二　第三条の規定　令和八年二月一日

三　第四条の規定　令和八年二月五日

# その他告示

**○厚生労働省告示第十一号**

事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針（平成二十八年厚生労働省告示第三百十八号）の一部を次の表のように改正し、事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）の施行の日（令和八年五月二十五日）から適用する。

令和八年一月二十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 第２　事業譲渡に当たって留意すべき事項等<br>１・２　（略）<br>３　企業価値担保権に関する事項<br>(1)　管財人が行うべき事項等<br>事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号。以下「事業性融資推進法」という。）第百九条第一項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）は、その職務を行うに当たっては、事業性融資推進法第百二十二条の規定に基づき、労働組合等に対し、債務者の使用人その他の従業者（以下この３において「労働者」という。）の権利の行使に必要な情報を提供するよう努めるとともに、次の事項を踏まえて対応することが適当と考えられるものであること。<br>イ　管財人に関する基本的な考え方<br>管財人は、企業価値担保権の実行手続開始の決定と同時に、裁判所によって選任され、裁判所が監督するものであること。<br>また、管財人は、企業価値担保権者のみならず労働者も含めた利害関係人に対して、善良な管理者の注意をもってその職務を行わなければならず、買受人の選定が労働者の保護の見地から不適当であり、その注意を怠ったときは、労働者、労働組合等を含む利害関係人は裁判所に管財人の解任を請求できることとなることや、利害関係人に対し、連帯して損害を賠償する義務を負うこと。 | 第２　事業譲渡に当たって留意すべき事項<br>１・２　（略）<br>（新設） |